

J R 客車収容施設設計コンペ実施要領

令和元年 7 月

高知県佐川町

J R客車収容施設設計コンペ 実施要領

1 趣旨

佐川町は高知市のある高知平野の西端部に位置し、面積の約7割が森林を占める、自然に囲まれた水と緑が豊かで温暖なまちです。

また、土佐藩筆頭家老・深尾氏の城下町として栄え、造り酒屋の酒蔵や商家を中心とした歴史情緒あふれる町並みが今なお残っています。明治維新に活躍した田中光顕伯や植物学の父とも呼ばれる牧野富太郎博士の出身地として、「歴史と文教」を感じられる上町地区の風情や、牧野公園に代表される「植物」を活かしたまちづくりをこれまで進めてきました。

その上町地区は、平成21年（2009年）に歴史的風致維持向上計画の重点区域に認定され、これまでも旧浜口邸（さかわ観光協会）、竹村分家旧竹村呉服店、牧野富太郎ふるさと館、名教館など、藩政時代の風情をいまに伝える街並みが再現されました。

その再現された歴史的建造物の一つに佐川文庫庫舎があります。この建物はかつての青山文庫として田中光顕伯所有の蔵書ほか明治維新等の貴重な書物が保管されてきましたが、その隣には昭和初期から中期にかけてJ R客車（ロ481号）がありました。

この客車はJ R土讃線建設の功労者である田中光顕伯の功績をたたえ、鉄道省から佐川町に譲渡され、青山文庫閲覧室として35年間町民に親しまれて来ました。しかし、時間の経過とともに損傷が激しくなったため、国鉄（現J R四国）に再び移管・復元され、現在は準鉄道記念物に指定され、香川県多度津工場内に展示・公開されています。

本事業では、その貴重な客車を後生へ残すための収容施設を建設し、当時の懐かしい風景を再現することで、昔を知る住民だけでなく、子どもたち若い世代や町外の観光客からも広く長く愛される施設になることを期待しています。

本設計コンペにおいて選出された最優秀作品の応募者には、「10 設計業務委託」に記載の業務委託担当者として提案の実現に取り組んでいただきます。

2 提案対象

提案対象は、佐川町上町地区にある佐川文庫庫舎の西側敷地にJ R客車（ロ481号）を移設・収容展示するための建築物「J R客車収容施設」とします。

また、同施設内にさかわ観光協会の事務所機能の一部を移設し、情報発信・観光案内・休憩機能とそのスペースを持たせ、観光客の娯楽性と利便性の向上を図り、観光振興に繋げることを目的としています。

3 設計条件等

(1) コンセプト

「口481号客車を際立たせ、“歴まちさかわ”にふさわしい木造建築物」

佐川町では大規模皆伐等の業者施業による林業ではなく、所有者や地元住民自らがきめ細かく山を管理する「自伐型林業」をまちを上げて推進しています。

今回、林業のまち佐川町において、歴史的町並みの残る上町地区にふさわしく、温もりのある木造建築物がJR客車を際立たせる、そのような設計提案を望むものです。

※その他建築物の計画に関する配慮について

一般的に建築物に求められる次の各項目について、明らかに配慮に欠けるものは選考に影響することとしますので、留意してください。

・ライフサイクルコストへの配慮

コストと耐久性の両面から工夫し、ライフサイクルコストの低減が図られること。

なお、建設コストは必ず予定工事費以下とすること。

・ユニバーサルデザインへの配慮

誰もが使いやすく、快適に利用できること。

・効率的な維持管理への配慮

清潔に保ちやすく、清掃・補修等が容易なこと。

・周辺への配慮

周辺環境・景観への配慮のある計画とすること。

(2) 敷地条件

- ・所在地 : 高知県高岡郡佐川町甲1474番地、1475番地1、1476番地1
- ・所有者 : 佐川町
- ・敷地面積 : 327.42 m² (幅11.5m×奥行28.7m)
- ・区域区分 : 都市計画区域内、非線引き区域
- ・用途地域 : なし
- ・建ぺい率 : 70%
- ・容積率 : 200%
- ・防火地域等 : 建築基準法22条区域内
- ・前面道路 : 1項1号道路 (町道上町線、幅員5.3m)
- ・日影規制 : なし
- ・公共下水 : なし
- ・上水道 : 上水道
- ・その他 : 歴史的風致維持向上計画重点区域内

・敷地状況写真



▲建設予定地-1（北から南方向）



▲建設予定地-2（西から東方向）

(3) 設計と条件

・ 建物概要（JR客車収容施設）

構造：木造

延床面積：200㎡程度

階数：平家建て

・ 客車諸元

座席定員：24名（1両）

自重：7.37t

最大長：7,977mm

最大幅：2,489mm

最大高：3,638mm

製作年：明治39年（1906年）製作、昭和48年に復元完成

・ 客車写真（JR四国多度津工場）



▲外装-1



▲外装-2



▲内装-1



▲内装-2

- ・ 予定工事費：5,000万円以下（税込み）

※ 上記予定工事費内で実現できる提案とすること。なお、工事費には建築工事費（敷地内外構工事含む）・電気設備工事費・機械設備工事費が含まれますが、客車の移設費は含みません。

※ 工事費の積算は、公共建築工事積算基準に従い、行ってください。なお、工事費には、直接工事費の他、共通仮設費や現場管理費などの共通費が含まれます。

- ・ 設置位置

別添 計画地位置図、平面図を参照のこと

（4）施設の概要

・ 客車設置スペース	60m ² 程度
・ 情報発信、休憩ほかオープンスペース	85m ² 程度
・ オフィススペース（事務所機能）	30m ² 程度
・ 従業員用トイレ、給湯室（コーナー）	5m ² 程度
・ 更衣室、倉庫	20m ² 程度
計	200m ² 程度

※道路に隣接する前面もしくは側面はイベント広場とし、晴天時の客車移動、駐輪場等多目的に使えるオープンスペースを想定しています。

その他一体性を考慮すべき事項

- ・ 佐川文庫庫舎前の入り口の改修（スロープを緩傾斜に改修）ほか外構の改修
- ・ 佐川文庫庫舎の南側を経由し、さかわ観光協会（旧浜口邸）までの連絡通路の設置

※上記の施設概要はあくまでも想定ですので、詳細は使い方を含めて提案をしてください。

その他一体性を考慮すべき事項2点についても、提案してください。

（5）事業スケジュール

- ・ 実施設計 令和元年9月から令和2年3月（予定）
- ・ 建設工事 令和2年8月から令和3年1月（予定）

4 実施スケジュール予定

（1）実施要領等の配布開始

令和元年7月1日(月)から

（2）参加表明書受付期間

令和元年7月10日（水）から令和元年7月22日（月）正午まで（必着）

（3）質問書の受付期間

令和元年7月16日(火)正午まで（必着）

（4）質問書に対する回答期限

令和元年7月22日(月)まで

（5）1次審査提案作品受付期間

令和元年8月6日(火)9時から令和元年8月20日(火)17時まで（必着）

（6）1次審査結果発表

令和元年8月23日(金)予定：変更になる場合があります。

（7）2次公開審査（ヒアリング）

令和元年9月3日(火)予定：ただし9月2日（月）に変更になる場合があります。

会場：佐川町健康福祉センターかわせみ（高知県高岡郡佐川町乙2310番地）

※ 期間の表示のあるものは、提出期限日・佐川町の休日を定める条例に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から12時及び13時から16時までとします。

5 参加資格

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格は次のとおりです。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から、建設コンサルタント業務（建築設計業務）に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）（以下「建築士法」という。）第23条の規定に基づく、一級建築士又は二級建築士事務所（以下「設計事務所」という。）の登録を受けたものであり、高知県内に主たる営業所を有する事務所であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者

（ア）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ）暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 建築設計業務及び監理業務を専業とする者

カ 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がないもの。

キ 参加表明書の提出は、参加を表明する設計事務所で1提案とします。

ク 管理技術者及び主担当は、技術提案に参加する者と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあることが必要です。

(2) 配置する技術者（以下「応募者」という。）に要求される資格は次のとおりです。

ア 応募者（連名の場合、連名者すべて）は、建築士法に基づく一級建築士又は二級建築士の資格取得者であること。

イ 応募者（連名の場合、連名者すべて）は、他の応募者（連名の場合、連名者すべて）として本設計コンペに参加していないこと。

6 審査基準及び審査方法、審査会等

(1) 審査基準

本設計コンペの選考は、「2 提案対象」を中心に、「3 設計条件等」に基づき、実現可能性、デザイン、使いやすさ、維持管理及びライフサイクルコストへの配慮などを勘案し、総合的な観点から審査を行います。

(2) 審査方法

参加表明書（様式1）及び提案作品をそれぞれの期限内に提出し、「5 参加資格」要件を満たした者の中から、1次審査で提案作品を審査し、入選案を5点程度選定します。

2次審査（最終審査）は公開審査会とし、1次審査で選定された者を対象として応募者本人によるプレゼンテーションを行い、提案の内容を審査し、最優秀作品及び優秀作品をそれぞれ1点決定します。

1) 1次審査は、非公開で行います。

2) 公開審査会は、プレゼンテーション10分、質疑10分で行います。

発表の際は、パワーポイント、映像、パース、模型など使用可とします。

3) 公開審査会終了後、表彰式を行います。

4) 公開審査会に付された作品は、町ホームページをはじめ各メディアで公開いたします。

(3) 審査会等

1) 公開審査会は、審査委員長の他、委員4名とします。

審査委員長 腰原 幹雄／東京大学生産技術研究所 教授

高知県立林業大学 特別教授

委員 内海 彩 / (株)内海彩建築設計事務所 代表取締役
高知県立林業大学 特別教授

委員 堀見 和道 / 佐川町長

委員 (一社) さかわ観光協会 関係者

委員 NPO法人佐川くろがねの会 関係者

2) 1次審査の結果は、ホームページ上で公開し、入選者には郵送にて通知します。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受け付けません。

質問書(様式2)により作成し、電子メールで担当課へ提出してください。

Email: sk02010@town.sakawa.lg.jp (件名: JR客車コンペの質問について)

(2) 質問の受付期間

令和元年7月16日(火)正午まで(必着)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年7月22日(月)までに町ホームページ上に掲載します。

なお、質問に対する回答内容は本要領の追加又は修正とみなします。

8 手続き等

(1) 参加表明書の提出

本設計コンペに参加しようとする者は、参加表明書(様式1)を提出してください。

担当課は、参加表明書の受け付け後、参加資格を確認した上で、整理番号を交付し書面及び電子メールにより応募者に通知します。

担当課から整理番号の交付を受けた応募者に限り、提案作品の提出を行うことができます。

ア 受付期間

令和元年7月10日(水)から令和元年7月22日(月)正午まで(必着)

イ 提出書類

参加表明書(様式1)を、1部提出してください。

ウ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)してくだ

さい。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、提出期限日・受付期間の休日を除く毎日9時から12時及び13時から17時までとします。ただし受付最終日は正午までとします。

(2) 提案作品の提出について

応募者（連名の場合含む）は、1つの提案作品を提出することができます。提案作品の提出は、次のとおり行ってください。

ア 受付期間

(ア) 1次審査

令和元年8月6日（火）9時から令和元年8月20日（火）17時まで（必着）

(イ) 2次審査

提案図書、模型などの提出については、公開審査会当日に持参してください。

イ 提案図書

(ア) 1次審査の提案書

次の図書を3部提出してください。ただし、作品提出書（様式3）、概算工事費内訳書（様式4）については1部とします。また、提案書のPDFデータをDVD等の媒体に入れて、1部提出してください。なお、提案図書は返却しませんので、必要に応じて複製してください。

- ① 設計趣旨（文字のサイズは10.5ポイント以上とします）、配置図（平面図兼用可）、平面図、立面図など設計意図のわかる提案書（A1用紙、片面横使い、1枚）
- ② 作品提出書（様式3）
- ③ 概算工事費内訳書（様式4）

(イ) 2次公開審査会の提案書

次の図書を5部提出してください。また、提案書のPDFデータをDVD等の媒体に入れて、1部提出してください。なお、提案図書は返却しませんので、必要に応じて複製してください。

- ① 外観スケッチなど設計意図のわかる提案書
（パワーポイントでのプレゼンテーションが行えるよう、提案内容をまとめること）

ウ 提出場所及び方法

提案作品の提出については担当課へ持参又は郵送してください。提出に要する費用は提出者の負担となります。持参される場合は、提出期限日・受付期間の休日を除く毎日9時から12時及び13時から17時までとします。

2次公開審査会の提案図書については、公開審査会当日に会場である佐川町健康福祉センターかわせみに持参してください。

9 参加表明者又は応募者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 提案図書を期限内に提出しない者
- (2) 第2次審査に遅れた者
- (3) 公募の開始日から審査委員会における全ての審査が終了するまでの間、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた者
- (4) 提出書類に虚偽の記載又は反する表現をした者
- (5) その他、審査委員会が本要領に違反すると認めた場合

10 設計業務委託

- (1) 業務委託名 JR客車収容施設設計委託業務
- (2) 履行期間 契約締結の翌日～令和2年3月末（予定）
- (3) 業務内容

ア JR客車収容施設の新築工事に伴う実施設計、積算及び建築確認申請業務

イ 隣接する佐川文庫庫舎との一体性に関する内容の実施設計及び積算業務

ウ さかわ観光協会との連絡通路設置等に関する内容の実施設計及び積算業務

エ 地域住民の方を対象とした各種説明会・会議への参加、協力

オ その他佐川町が必要と認める業務

- (4) 委託契約

ア 審査委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、本業務に係る委託契約の第1位交渉権が与えられます。

イ 町長は、第1位交渉権を与えられた者と予算の範囲内で設計業務契約の締結交渉を行います。

ウ 契約の手続は、佐川町財務規則(平成29年規則第3号)の定めによります。

エ 第1位交渉権を与えられた者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、交渉権を失います。その場合、第2位の者に対して交渉権が与えられるものとします。

オ 契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとします。

(5) 本業務の参考業務規模は、450万円程度(税込み)を想定しています。(工事監理費を除く)

1.1 本事業に係る建設業務受注資格の喪失

本業務を受注した設計事務所(協力を受けるほかの設計事務所を含む。)が製造業及び建設業等の企業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連企業は、本契約に関する全ての建設業務の受注資格を失います。

1.2 提案図書の見直し

- (1) 提案図書提出後において、設計者の選定までの間は提案図書に記載された内容の変更は認めません。なお、2次公開審査会に向けての加筆は認めます。
- (2) 提案図書に記載した予定技術者は、本業務が全て終了するまで原則として変更できません。ただし、特別な理由により変更を行う場合は、佐川町の下承が必要です。
- (3) 本設計等の作業については、選定者の提案図書に記載された提案等を反映しつつ、発注者との協議により進めるものとします。
- (4) 提出された全ての提案図書は返却しません。
- (5) 提出された提案図書等は、選定作業等に必要範囲において複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された提案図書等は、技術提案者特定後一定期間公表する場合があります。その際の使用料等は無償とします。

1.3 その他

- (1) 本コンペの手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 本コンペに係る一切の費用は、応募する者の負担とします。
- (3) 現地見学は常時可能です。

1 4 担当課・問い合わせ先

佐川町役場 チーム佐川推進課 担当 大原

〒789-1292 高知県高岡郡佐川町甲 1650 番地 2

電話 : 0889-22-7740

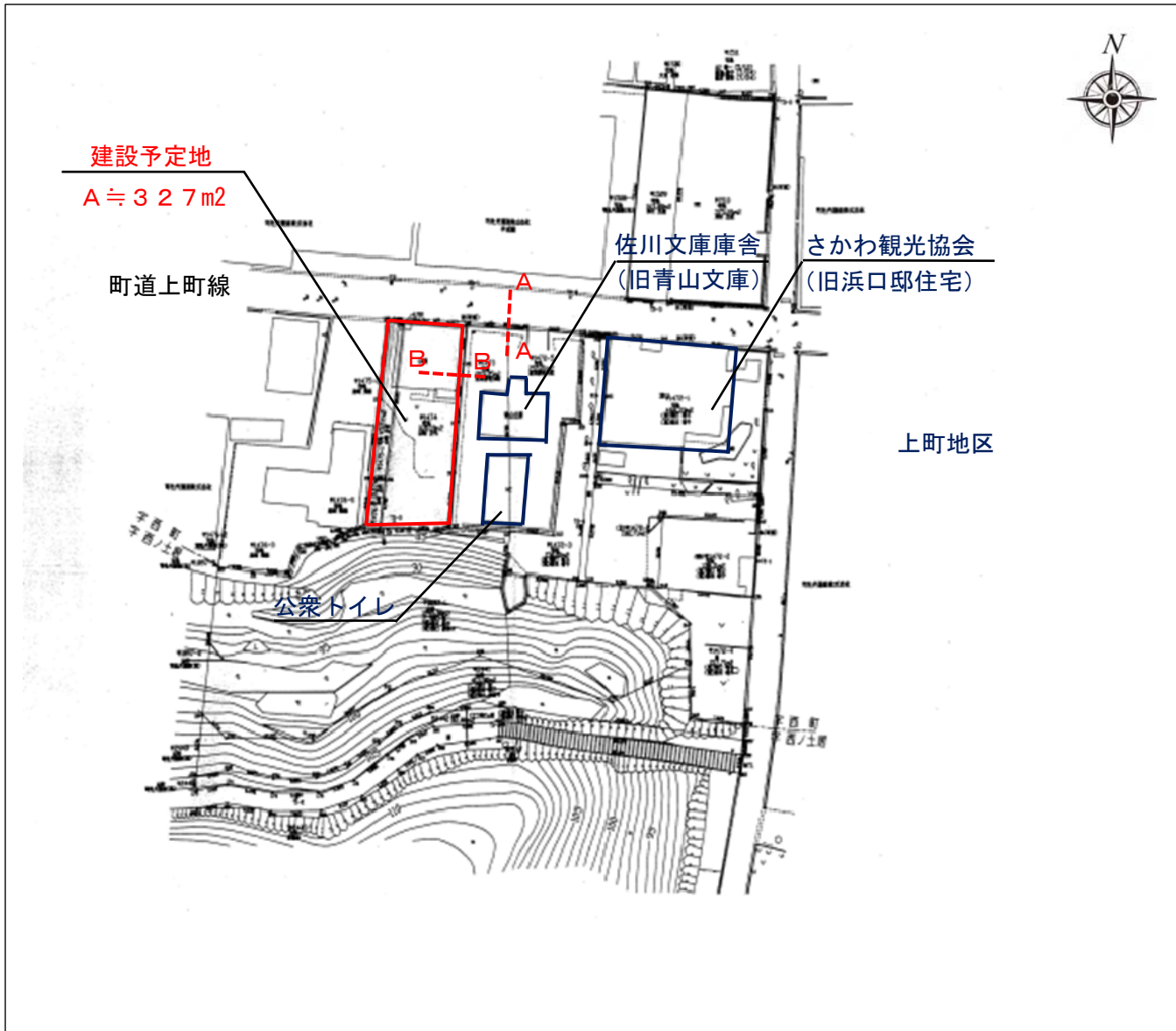
FAX : 0889-22-1119

電子メール : sk02010@town.sakawa.lg.jp

計画地位置図



計画地平面図 (S=1:1000)

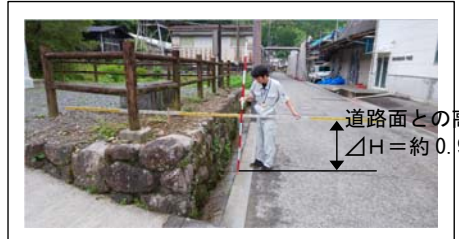


A-A断面

遠景

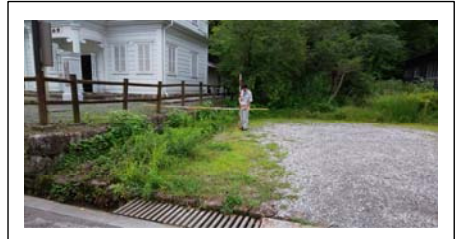


近景



B-B断面

遠景



近景

